

桐 生 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

開 会	令和3年11月8日（月）
閉 会	令和3年11月8日（月）
場 所	美喜仁桐生文化会館 国際会議室
出席者	教育長 小林 一 弘 委員 板橋 英之 委員 山野 玲子 委員 松本 昭彦 委員 飯山 千里
欠席者	なし
説明のため 出席した職員	教育部長 西場 守 教育部参事 飯泉 尚士 総務課長 小山 貴之 教育未来室長 原橋 貴史 学校教育課長 柴塚 雄太 教育支援室長 渡邊 真宏 生涯学習課長 藤川 恵子 文化財保護課長 萩原 清史 図書館長 浅野 都
事務局職員 出席者	庶務係長 大澤 路代 庶務係（担当） 小林 奈美子
時 間	開 会 午後 2 時 00 分 閉 会 午後 2 時 34 分

提 出 議 案		
議案番号	件 名	結 果
議案第 40 号	桐生市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案	原案可決(全員賛成)
議案第 41 号	桐生市教育委員会教育長の事務処理の特例に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令案	原案可決(全員賛成)
議案第 42 号	桐生市教育委員会公印規則の一部を改正する教育委員会規則案	原案可決(全員賛成)
議案第 43 号	桐生市立学校及び幼稚園公印規則の一部を改正する教育委員会規則案	原案可決(全員賛成)
議案第 44 号	桐生市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則案	原案可決(全員賛成)
議案第 45 号	桐生市立小学校・中学校通学区域の一部を改正する教育委員会告示案	原案可決(全員賛成)
議案第 46 号	桐生市就学援助規則の一部を改正する教育委員会規則案	原案可決(全員賛成)
議案第 47 号	桐生市立小学校、中学校及び高等学校の修学旅行実施規程の一部を改正する教育委員会訓令案	原案可決(全員賛成)
議案第 48 号	桐生市立小学校、中学校及び高等学校の対外運動競技に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令案	原案可決(全員賛成)
議案第 49 号	桐生市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案	原案可決(全員賛成)
議案第 50 号	桐生市立黒保根歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案	原案可決(全員賛成)
議案第 51 号	令和 3 年度桐生市一般会計教育費補正予算(第 7 号)	秘密会にて審議
発 言 者	発 言 内 容	
教育長	<p>はじめに、定例会開始前に市民憲章の唱和を行っておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から全員で大きな声を出すのは控えたいと考えておりますので、本日は市民憲章の唱和はなしということをお願いいたします。状況が改善しましたら、市民憲章の唱和をお願いしたいと思います。なお、発言中はマスクの着用をお願いします。聞きづらいということがありましたら、聞き直していただければと思います。</p> <p>それでは、これより桐生市教育委員会 11 月定例会を開会いたします。ただいまの出席者は、5 名であります。直ちに会議を開きます。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 18 条の規定により、松本委員を指名いたします。</p> <p>日程第 2 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p>	

	<p>< 異議なしの声 ></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。 日程第 3 事務報告についてを議題といたします。課ごとに順次報告をお願いいたします。</p> <p>(総務課から建制順に事務報告)</p>
教育長	<p>ただいまの事務報告について、質疑に入ります。何かございますか。</p>
板橋委員	<p>一昨日行われた幼児プログラミング体験、とてもよかったです。応募者多数で先着順ということですが、どのくらいの方が応募されて、どのくらいの方が参加できなかったのか、データはありますか。</p>
学校教育課長	<p>今はデータを持ち合わせていないので、後ほど確認させていただきます。</p>
板橋委員	<p>もし可能ならば、当日の様子をビデオに撮っておいて、参加できなかった方に Web で配信するなどして提供できるといいと思います。また、女の子の参加者が半数近くいたようですので、参加された方の男女比を教えてくださいたいと思います。</p>
学校教育課長	<p>はい、分かりました。</p>
板橋委員	<p>10 ページの黒保根公民館のプログラミング教室、これはどなたが講師をされるのでしょうか。</p>
生涯学習課長	<p>このプログラミング教室は、以前、放課後子ども教室のプログラムとしても実施しているのですが、引き続き、群馬大学の学生サークル PPPC の皆さんが講師を引き受けてくださるということで、公民館の方で調整させていただいています。</p>
板橋委員	<p>サークルの皆さんが引き続きやっているということですね。ありがとうございました。</p>
教育長	<p>他にございますか。</p>

山野委員	<p>コロナ禍で、音楽発表会や文化展の一部が中止になり、オンラインでロンバスとの交流を行うなど、色々な工夫をして実施していらっしゃるようですが、音楽発表会や文化展の代わりになるような取組みがあれば教えていただきたいと思います。</p>
学校教育課長	<p>音楽発表会に関しては、市民文化会館での発表ができないので、合唱コンクールやそれに代わる発表会を、学校に保護者を招いて実施する学校が多くなっています。また、作品展に関しては、校内展示という形で、各校や各園で作品を展示したり、教育研究所のホームページ等で作品を公開したりしています。学校教育推進委員会で学校の代表に選ばれた児童生徒の作品については、作品展を開催していた時と同様に、賞状をお渡しする予定になっております。</p>
山野委員	<p>音楽の表現活動が一番厳しいと思いますので、それに代わる鑑賞など一流のものを聴いたり、触れたりということができるといいと感じました。ありがとうございました。</p>
教育長	<p>他にございますか。</p>
松本委員	<p>生涯学習課の関係で、家庭教育「心のきらめき」講演会というのは、具体的にはどのような形で配信されますか。</p>
生涯学習課長	<p>「心のきらめき」講演会の動画配信につきまして、元々は対人での講演を講師の方をお願いしておりましたが、コロナ禍ですので、動画配信での講演に切り替えました。第2回目は基本的に幼稚園が対象になっていたのですが、動画配信となりますと会場の制約がありませんので、幼稚園向きのものを小学校や中学校にも、また、小学校や中学校向きのものを幼稚園にも対象を広げることができるということで、幼稚園・小学校・中学校のPTAの方々に対して期間限定で講演会の動画をWeb配信するというのはどうかということ講師の方に改めて相談させていただき、講師の方からは、視聴者や期間が限定されるのであればいいということで、ご了解いただきました。PTAの方々に学校を通してチラシを配布し、そこに記載されているURLやQRコードを読み取ると視聴できるというように、広く皆さんに見ていただけるものではなく、チラシを手にしていただいている方のみ見ていただけるという形で配信する予定です。</p>

松本委員	動画を YouTube にアップロードし、その URL を知っている方のみ見られるということですね。
生涯学習課長	会場で行う場合には、広く周知し、興味のある方どなたでも来ていただけるようにする予定でした。今回、Web 配信にすることにより会場の制約がなくなりますので見ていただける方が増えますが、講師の方の条件などもありますので、限定された方のみ閲覧可能とし、YouTube 上で検索して動画が出てくるといような形にはなっていません。魅力発信課とも色々相談しながら実施させていただきます。
松本委員	ありがとうございました。もう一つ、先ほど、海外交流の関係でフリーディスカッションのお話があったのですが、中学生同士がフリーディスカッションをするとどんな話題になるのか教えてください。
学校教育課長	今回、初めての取り組みでしたので、こちらから何か題材を与えて、それについてディスカッションするというのではなく、子どもたちが自己紹介する中で、その内容についてお互いに発表したり紹介したりという程度の交流になりました。
松本委員	分かりました。中学生同士ですので、日本の子どもたちと海外の子どもたちの考え方の違いが分かるような話題やテーマを用いて、様々な意見を交わすようなディスカッションに発展していけると、交流の意味が深まると思います。
学校教育課長	参考にさせていただきます。ありがとうございました。
教育長	他にございますか。
飯山委員	前回、提案させていただきましたが、今後、Facebook や Twitter で文化財関係のイベント情報が発信されるのを楽しみにしています。文化財というどうしても大人向けのイメージがあるのですが、SNS やメールなどで若い人にも発信されますし、内容についても子どもたちが楽しめるようなイベントになるといいなと思います。
文化財保護課長	ありがとうございます。コロナ禍ということもありまして、今回のイベ

	<p>ントは文化財を歩いて見るという内容に終始しておりますが、次回以降はそのあたりも考えて進めていきたいと思えます。</p> <p>質疑も出尽くしたようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>日程第 4 議案第 40 号 桐生市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案、議案第 41 号 桐生市教育委員会教育長の事務処理の特例に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令案、議案第 42 号 桐生市教育委員会公印規則の一部を改正する教育委員会規則案、議案第 43 号 桐生市立学校及び幼稚園公印規則の一部を改正する教育委員会規則案、議案第 44 号 桐生市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則案、議案第 45 号 桐生市立小学校・中学校通学区域の一部を改正する教育委員会告示案、議案第 46 号 桐生市就学援助規則の一部を改正する教育委員会規則案、議案第 47 号 桐生市立小学校、中学校及び高等学校の修学旅行実施規程の一部を改正する教育委員会訓令案、議案第 48 号 桐生市立小学校、中学校及び高等学校の対外運動競技に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令案、議案第 49 号 桐生市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案、議案第 50 号 桐生市立黒保根歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案、以上、11 件を一括議題といたします。事務局の提出理由の説明をお願いいたします。</p>
<p>教育長</p> <p>教育部長</p>	<p>ただいま議題となりました、議案第 40 号から議案第 50 号につきまして、ご説明申しあげます。令和 4 年 4 月 1 日に義務教育学校を設置することに伴い、教育委員会所管の規則、訓令、告示について所要の改正を行うものです。以上 11 件につきまして、ご審議のうえ、ご議決のほど、よろしくお願ひ申しあげます。</p> <p>続きまして、各議案について補足いたします。議案第 40 号は、教育支援室の事務分掌に義務教育学校に係る教育環境の整備及び支援に関するものを加えるものです。議案第 41 号は、議案第 44 号で、規則名を桐生市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則に改めることから、同規則を引用する条文の文言を整備するものです。議案第 42 号は、義務教育学校長職務代行印及び義務教育学校長職務代理印を加えるものです。議案第 43 号は、義務教育学校印及び義務教育学校長印を加えるものです。議案第 44 号は、規則名を桐生市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則に改めると伴に、学校運営の基本的な事項に義務教育学校を加えるものです。議案第 45 号は、告示名を桐生市立小学校・中学校・義務教育学校通学区域に改める</p>

と伴に、黒保根小学校・中学校通学区域を義務教育学校黒保根学園通学区域に改めるものです。議案第 46 号は、就学援助の対象者、申請及び定義に義務教育学校を加えるものです。議案第 47 号は、規程名を桐生市立小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の修学旅行実施規程に改めると伴に、実施の基準に義務教育学校を加えるものです。議案第 48 号は、規程名を桐生市立小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の対外運動競技に関する規程に改めると伴に、対外運動競技の規定に義務教育学校を加えるものです。議案第 49 号は、学校開放運営委員会に義務教育学校を加え、別表の文言整理を行うものです。議案第 50 号は、黒保根歴史民俗資料館観覧料の減免規定に義務教育学校の児童生徒を加えるものです。補足は以上です。

教育長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

教育長 質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。まず、議案第 40 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

<異議なしの声>

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。次に、議案第 41 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

<異議なしの声>

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。次に、議案第 42 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

<異議なしの声>

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 42 号は原案のとおり可決されました。次に、議案第 43 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

<異議なしの声>

教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 43 号は原案のとおり可決されました。次に、議案第 44 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。次に、議案第 45 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。次に、議案第 46 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。次に、議案第 47 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 47 号は原案のとおり可決されました。次に、議案第 48 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 48 号は原案のとおり可決されました。次に、議案第 49 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。次に、議案第 50 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 50 号は原案のとおり可決されま</p>

	<p>した。</p> <p>日程第 5 次回以降の教育委員会定例会について確認いたします。12 月定例会については、12 月 6 日（月）午後 2 時から、美喜仁桐生文化会館スカイホール A での開催を予定しています。1 月定例会については、1 月 13 日（木）午後 2 時から、市役所正庁での開催を予定しています。次に、2 月定例会の予定について、事務局からご提案願います。</p>
教育部長	<p>2 月定例会については、2 月 3 日（木）午後 2 時からの開催をご提案申し上げます。</p>
教育長	<p>2 月定例会については、2 月 3 日（木）午後 2 時からという提案がありました。よろしいでしょうか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>それでは、2 月 3 日（木）午後 2 時に予定させていただきます。会場は、追って、ご連絡いたします。</p> <p>日程第 6 につきましては、秘密会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、日程第 6 につきましては、秘密会で行います。本件は秘密会となるため、傍聴規則第 6 条の規定により、傍聴の方々、報道の方々には、退場していただくこととなりますので、よろしくご願いたします。暫時、休憩いたします。</p>